

# 農林水産商工常任委員会資料

(平成25年1月21日)

件名

- 1 平成24年取扱事件等の概要について ..... 1

労働委員会事務局

# 平成24年取扱事件等の概要について

平成24年12月31日現在

## 1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

(1) 平成24年取扱分 … なし

## 2 労働争議調整事件の取扱状況

(1) 平成24年取扱分 … 3件

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
24年 (調) 1号	B 争議 (B 労働組合)	あっせん	3.2	配置転換の撤回 団体交渉の促進	3.22	解決	1回	(公)太田 (公)竹本 (労)五十嵐 (使)江尻
<p>&lt;申請に至る経緯&gt;</p> <p>○ 組合員の配置転換を労使協議事項とする労働協約があるにもかかわらず、使用者（被申請者）が労働組合（申請者）との協議を経ることなく配置転換を発令しようとしており、また、団体交渉も実質的に開催できずにいるとして、組合員の配置転換の白紙撤回及び団体交渉の促進を調整事項としてあっせんに申請したものである。</p> <p>&lt;主な主張点&gt;</p> <p>○ 労働組合側： 労使協議を経ない配置転換は労働協約違反である。団体交渉についても事前に団交ルールを確認する段階で労使の見解が一致せず、こう着している。</p> <p>○ 使用者側： 配置転換は労使協議事項ではなく、経営側の専管事項である。団体交渉には誠実に対応してきた。</p> <p>&lt;事件の経過&gt;</p> <p>○ 3月10日 第1回あっせん 労使双方から意見聴取を行い、双方の意向を確認した上で、労働協約の適用と団体交渉の促進についてあっせん案を提示した。</p> <p>○ 3月22日 労使双方があっせん案を受諾し、事件は解決した。</p>								

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
24年 (調) 2号	A争議 (A労働組合)	調停	5.2	配置転換の撤回	6.22	解決	1回	(公)太田 (公)石黒 (労)五十嵐 (使)江尻

<申請に至る経緯>

- 事業所の統廃合について労使協議・同意事項とする労働協約があるにもかかわらず、使用者(被申請者)が組合(申請者)の同意を得ることなく事業所の統廃合を実施し、また、事業所統廃合に伴う組合員の配置転換を発令したとして、労働組合から当該組合員の配置転換の撤回を調整事項として調停を申請したものである。

<主な主張点>

- 労働組合側： 事業所の統廃合及び組合員の配置転換について組合の同意を得るべきであるにもかかわらず、組合の同意を得ないまま事業所の統廃合を実施し、組合員の配置転換を発令したことは労働協約違反である。使用者は、いずれも経営側の専権事項であり組合の同意は必要ないと主張し、説明さえも尽くそうとしない。
- 使用者側： 人事案件は組合の同意を要さない経営側の専権事項であるし、組合員の配置転換は労働協約上の労使協議事項にも当たらない。なお、これまで団体交渉には誠実に対応してきた。

<事件の経過>

- 5月9日 調停委員を指名し、調停を開始した。
- 5月27日 第1回調停委員会 労使双方から意見徴取を行った後、調整事項に関する労働協約の解釈と団体交渉の対象について調停案を提示した。
- 6月22日 労使双方が調停案を受諾し、事件は解決した。

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
24年 (調) 3号	C争議 (C労働組合)	あっせん	11.22	団体交渉の促進 職場環境の改善	—	[係属中]	—	(公)太田 (労)本川 (使)江尻

<申請に至る経緯>

- 使用者(被申請者)の組織再編に伴い職種及び配置の転換等組合員の労働条件に重大な変更が生じるに至り、また、職場でパワーハラスメントが発生していると思われることについて、労働組合(申請者)が団体交渉を求めたにもかかわらず実質的な話し合いが進展しないとして、労働組合から団体交渉の促進及び職場環境の改善を調整事項としてあっせんで申請したものである。

<主な主張点>

- 労働組合側： 懸案事項について団体交渉を申し入れたにもかかわらず、使用者は団体交渉に応じようとする。使用者側はパワーハラスメントを中止して、職場環境の改善を図るべきである。
- 使用者側： 団体交渉を行うべく努力しているが、組合と団体交渉のルールが整備されていないため、団体交渉が進まないでいる。

<事件の経過>

- 12月23日 第1回あっせん 労使双方から意見聴取を行った。

### 3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

#### (1) 平成24年取扱分

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
23年 (個) 19号	労働者	退職の撤回及び休職に関する話合い	H23. 10.27	H24. 1.10	打切り (76日)	—	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
23年 (個) 23号	労働者	解雇に伴う損害賠償請求及び謝罪	H23. 12.14	1.19	解決 (37日)	1回	離職理由の確認等で合意
24年 (個) 1号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	H24. 2.13	3.24	解決 (41日)	5回	労使協議機関の設置等で合意
24年 (個) 2号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	2.13	3.24	解決 (41日)	5回	労使協議機関の設置等で合意
24年 (個) 3号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	2.13	3.24	解決 (41日)	5回	労使協議機関の設置等で合意
24年 (個) 4号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	2.13	3.24	解決 (41日)	5回	労使協議機関の設置等で合意
24年 (個) 5号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	2.13	3.5	取下げ (22日)	—	申請者があっせんに継続しない旨を表明
24年 (個) 6号	労働者	職場環境の及び労働条件の改善	2.14	3.24	解決 (40日)	5回	労使協議機関の設置等で合意
24年 (個) 7号	労働者	退職に関する話合い	2.17	3.22	取下げ (35日)	—	あっせん手続外で自主解決
24年 (個) 8号	労働者	退職の申入れに関する話合い	3.6	4.7	解決 (33日)	1回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 9号	労働者	離職理由の修正及び未払賃金等の請求	3.26	4.16	取下げ (22日)	—	申請者があっせんに継続しない旨を表明
24年 (個) 10号	使用者	共同経営の解消に関する話合い	3.30	5.8	解決 (40日)	—	実情調査を契機に自主解決
24年 (個) 11号	労働者	勤務継続断念に伴う生活補償の請求	4.5	4.26	解決 (21日)	1回	解決金の支払等で合意
24年 (個) 12号	労働者	未払賃金の請求	6.7	7.3	解決 (27日)	—	実情調査を契機に自主解決
24年 (個) 13号	労働者	離職に伴う謝罪及び損害賠償の請求	6.18	7.9	解決 (22日)	1回	解決金の支払等で合意

事件 番号	申請者	あっせん事項	申請 月日	終結 月日	終結区分 (処理日数)	あっ せん 回数	あっせん結果 打切り理由等
24年 (個) 14号	労働者	職場環境の改善	6.18	6.27	取下げ (10日)	—	申請者があっせ んを継続しない 旨を表明
24年 (個) 15号	労働者	離職に関する話合い	6.27	7.21	解決 (25日)	1回	解決金の支払等 で合意
24年 (個) 16号	労働者	職場環境等に関する 話合い	7.11	12.14	解決 (108日)	5回	解決金の支払等 で合意
24年 (個) 17号	労働者	従業員としての地位 確認及び休業補償の 請求	7.13	7.30	打切り (18日)	1回	労使間の主張の 隔たりが大きい ため
24年 (個) 18号	労働者	懲戒解雇の撤回	7.18	8.9	解決 (23日)	1回	解決金の支払等 で合意
24年 (個) 19号	労働者	退職に関する話合い	7.30	9.24	解決 (57日)	3回	解決金の支払等 で合意
24年 (個) 20号	労働者	退職に関する話合い	7.30	9.24	解決 (57日)	3回	解決金の支払等 で合意
24年 (個) 21号	労働者	退職に関する話合い	7.30	9.24	解決 (57日)	3回	解決金の支払等 で合意
24年 (個) 22号	労働者	セクハラに対する話 合い	7.30	8.24	解決 (26日)	1回	遺憾の意の表明 及び解決金の支 払等で合意
24年 (個) 23号	労働者	労働条件の変更に関 する話合い	8.21	11.21	解決 (93日)	1回	あっせんを契機 に自主解決促進
24年 (個) 24号	労働者	精神的苦痛に対する 慰謝料の請求	8.31	9.25	解決 (36日)	1回	遺憾の意の表明 等で合意
24年 (個) 25号	労働者	退職に関する話合い	9.21	10.26	解決 (36日)	1回	会社都合退職の 確認等で合意
24年 (個) 26号	労働者	パワハラ及び休職に 関する話合い	9.24	11.12	解決 (42日)	2回	解決金の支払等 で合意
24年 (個) 27号	労働者	離職に関する話合い	10.2	10.11	不開始 (10日)	—	被申請者があっ せんに不参加の 意思を表明
24年 (個) 28号	労働者	未払賃金の請求	10.6	11.10	解決 (36日)	1回	雇用関係終了の 確認等で合意
24年 (個) 29号	労働者	配置換に関する話合 い	10.10	11.12	解決 (33日)	—	実情調査を契機 に自主解決

事件番号	申請者	あつせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あつせん回数	あつせん結果 打切り理由等
24年 (個) 30号	労働者	解雇の撤回	11.19	12.11	打切り (23日)	—	被申請者があつせんに不参加の意思を表明
24年 (個) 31号	労働者	離職に関する話合い	11.27	12.20	解決 (24日)	1回	会社都合退職の確認等で合意
24年 (個) 32号	労働者	謝罪及び損害賠償の請求	11.30	—	[係属中]	—	—
24年 (個) 33号	労働者	未払賃金の請求	11.30	—	[係属中]	—	—
24年 (個) 34号	労働者	未払賃金の請求	11.30	—	[係属中]	—	—
24年 (個) 35号	労働者	解雇に対する話合い	12.7	—	[係属中]	—	—

※平成24年(個)第16号事件の処理日数については手続中断期間の49日を除く。

## (2) 平成24年取扱事件の分類

件数 (重複集計) [件]	紛争内容 (重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
70	24	18	9	16	3
件数 (実数集計) [件]	処理状況 (実数集計) [件]				
	解決	取下げ	打切り	不開始	係属中
37	25	4	3	1	4

平均処理日数	38.0日
解決率	89.3%

※平均処理日数及び解決率は終結分の数字である。

(解決率 … (解決) ÷ {(解決) + (打切り)})

#### 4 個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

##### (1) 平成24年取扱分

件数 (重複集計) [件]	相談内容 (重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
510	129	68	176	85	52
件数 (実数集計) [件]	対応状況 (実数集計) [回]				
	あつせん 制度説明	助言・傾聴	法令説明	他機関紹介	
286	30	209	7	40	

#### 5 取扱事件数等の推移

区分		19年	20年	21年	22年	23年	24年
不当労働行為救済申立 (係属)		0	0	0	0	1	0
労働争議調整 (新規受付)		2	3	3	1	1	3
個別労働関係紛争 あつせん (新規受付)		19 (全国3位)	19 (全国7位)	34 (全国4位)	22 (全国6位)	23 (全国6位)	35 (過去最多)
個別労働関係紛争 労働相談	実数	71	105	116	148	274	286
	重複	82	132	135	208	470	510

区分		23年	24年	対前年 同期比
個別労働関係紛争 あつせん (新規受付)		23	35	152.2%
個別労働関係紛争 労働相談	実数	274	286	104.4%
	重複	470	510	108.6%